

年末に起こった実例より（3）～介護保険へのつなぎ方

年末に当社で実際に起こった90歳ひとり暮らしの男性Aさんの実例から、介護保険を初めて利用する流れを、一緒に考えてみましょう。

Aさんは、現役時代には大学で教鞭を取っていたほど頭脳明晰な方で、90歳になった今も書籍を読み漁って知識を広げています。しかし、認知症の症状は見られないとはいえ、年齢と共に日常生活を営む力には、確実に衰えが見えています。



具体的には、足腰が弱って歩行が不安定な様子の他にも、入浴の頻度がかなり落ちている様子、排せつが間に合わないことがある様子、着衣の洗濯ができていない様子を、客観的に見て取ることが出来るのです。

このような場合、介護保険で手助けしてもらえらる範疇のことならば、要介護認定の申請を行い、要介護認定を得て介護保険を利用することで、解決できることが多くあります。

本来、要介護認定の申請は、市区町村役場の窓口で申請を行うこととされていますが、そもそも日常生活に手助けが必要な人が、ひとりでそのような申請をスムーズに行えるものでしょうか。実際には、「申請代行」という制度が広く利用されています。

これは、介護保険の利用が必要となった人の意思を踏まえて、申請書の入手・記入（本人自署部分を除く）・提出等を、本人に代わって「指定居宅介護支援事業所」が行ってくれる制度です。そもそも「指定居宅介護支援事業所」というものが分からない場合には、まずは管轄の地域包括支援センターに相談をすると、申請代行の指定事業者に繋いでもらえます。

Aさんの場合は、OAG職員が介護保険を利用する必要性をしっかりとご本人にお話しし、ご本人からも「お願いします」と依頼を受けたうえで、直接「指定居宅介護支援事業所」に申請代行を依頼しました。ここで、Aさん側の立場であるOAG職員が、間に入って申請代行を依頼するということが重要です。

最近では、必ずしも理解力が十分でない高齢者に対し、介護タクシー事業者が自宅を訪問して「100円で病院へ行けるようになる」と説明し、十分な説明のないまま居宅介護支援事業所につないで申請代行を行ったとか、住宅改修業者が自宅を訪問して「介護保険を利用すれば住宅改修を安くできる」と話を持ちかけ、介護保険サービスの必要性に関わらず申請代行を行ったなどという、不適切な申請代行事例も報告されているそうです。

ご本人にとって専門分野ではない分かりにくい仕組みであるからこそ、ビジネスに付け込まれる隙が出来てしまいます。今のうちから仕組みを十分に理解しておくとともに、家族または家族の代わりとなるOAGのような専門家が皆様側の立場に立ち、上手に介護保険を利用できるような準備をしておきましょう。